



**Kamakura**

# 総合評価競争入札ガイドライン

令和6年(2024年)4月

鎌倉市

## 鎌倉市総合評価競争入札ガイドラインの改訂について

平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、全国的に総合評価方式による入札制度の導入が推進されています。

本市もこの状況に対応すべく、平成20年8月に「鎌倉市総合評価競争入札試行ガイドライン」を策定するとともに、平成20年度は簡易型1件、平成21年度は簡易型1件及び特別簡易型1件、平成22年度は特別簡易型3件、平成23年度は特別簡易型5件、平成24年度は特別簡易型7件、平成25年度は特別簡易型5件、平成26年度は特別簡易型3件、平成27年度は特別簡易型3件、平成28年度は特別簡易型2件、平成29年度は特別簡易型3件、平成30年度は特別簡易型2件、令和元年度は簡易型1件及び特別簡易型2件、令和2年度は特別簡易型1件、令和3年度は特別簡易型2件、令和4年度は特別簡易型1件、令和5年度は特別簡易型1件を実施しました。

本ガイドラインは、これまでの内容を基本とし、同方式による工事発注実績から得られた改善点を踏まえ、一部改訂したものです。

令和6年（2024年）4月 改訂

## 目 次

I	はじめに	1
II	総合評価競争入札について	1
1	総合評価競争入札の概要	1
2	総合評価競争入札の種類	1
3	評価項目及び配点基準	2
	(1) 企業の技術力	2
	(2) 企業の社会性・信頼性	2
	(3) 評価項目及び配点基準表	2
	【評価項目及び配点基準表】	3
4	総合評価の方法	4
5	総合評価競争入札の流れ（フロー）	5
III	鎌倉市総合評価審査委員会について	6
1	審査委員会の組織等	6
2	学識経験者からの意見聴取	6
IV	評価内容の担保について	6
V	総合評価競争入札に関わる事項の公表について	7
1	入札公告により明示するもの	8
2	落札結果とともに公表するもの	8
VI	関係資料	8
VII	ガイドラインにおける改訂内容	8
VIII	その他	11
IX	別表	12

## I はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、各発注者は品確法に則して、技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主体的に整備するとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められました。

品確法の基本理念として、「経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならない。」と規定され、①公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務の明確化。②価格のみの競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換。③発注者をサポートする仕組みの明確化。の3つをポイントとしています。

これにより、バリュー・フォー・マネー（一定のコストに対し最も価値の高いものを調達）の実現、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除、談合が行われにくい環境整備等の効果が期待され、その主要な取り組みとして「総合評価競争入札」の活用が求められています。

このことから、鎌倉市においても、平成20年度から「総合評価競争入札」による工事発注を開始しました。

本ガイドラインは、「総合評価競争入札」を適用する意義等を示すとともに、同方式を効率的かつ円滑に実施するための基本的事項を示すものです。

## II 総合評価競争入札について

### 1 総合評価競争入札の概要

総合評価競争入札とは、価格のみで落札者を決定していた従来の方式と異なり、品質を高めるための技術やノウハウなど、価格以外の要素も含めて総合的に評価して落札者を決定する方式のことです。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするにより、価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定します。

### 2 総合評価競争入札の種類

本市における総合評価競争入札の実施においては、当該工事の規模や技術的難易度に応じて、「特別簡易型」又は「簡易型」から、その都度採用する種類を決定します。

#### (1) 特別簡易型（市町村向け簡易型）

技術的な工夫の余地がわずかな一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方法です。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほか、同種・同類工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方法です。

3 評価項目及び配点基準

総合評価競争入札における評価項目は、当該工事の規模や技術的難易度に応じ、①企業の技術力、②企業の社会性・信頼性のそれぞれに対する評価項目を選択して行います。

(1) 企業の技術力

簡易な施工計画の技術的所見により、企業の当該工事に対する技術特性の理解度や施工技術力を評価するとともに、過去の施工実績、工事成績等により、企業及び配置予定技術者の技術的能力等を評価します。

(2) 企業の社会性・信頼性

災害への対応、環境への配慮・福祉の増進・女性の雇用促進などの社会性や、労働災害防止への対応による信頼性を評価します。

(3) 評価項目及び配点基準表

工事の規模や難易度により総合評価の種類を選択するとともに、評価項目や配点を次表の【評価項目及び配点基準表】に基づき、個々の工事案件ごとの落札者決定基準を作成します。また、「別表 評価項目に係る評価基準及び配点」において、各評価項目における配点の詳細な評価基準を示しています。

なお、個々の工事案件ごとの落札者決定基準と異なる場合がありますので、総合評価競争入札に参加される場合は、個々の公告文に記載されている落札者決定基準をご確認ください。

【評価項目及び配点基準表】

評価種別		評価項目	総合評価方式の種類			
			特別簡易型	配点	簡易型	配点
企業の技術的能力	簡易な施工計画の技術的所見	工事目的物や材料等の品質管理に係わる技術的所見	/		必須 (1項目以上)	3~ 12
		発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見				
		施工上配慮すべき安全対策に係わる技術的所見				
		工程管理に係わる技術的所見				
	企業の技術的能力	過去5年間の同種工事の施工実績	必須	2	必須	2
		過去3年間の同種工事における工事成績評定の平均点	必須	8	必須	8
		ISO9001の認証取得	必須	1	必須	1
		優良建設工事表彰の受賞実績	必須	2	必須	2
	配置予定技術者の技術的能力	過去5年間の同種工事の施工経験	必須	2	必須	2
		過去3年間の同種工事の工事成績評定	必須	3	必須	3
取得資格		選択	1	選択	1	
企業の社会性・信頼性	災害協定による地域貢献	必須	1	選択	1	
	建設業労働災害防止協会への加入状況	必須	1	選択	1	
	特定施策への取組（8項目）	必須	5	選択	5	
加算点の合計（満点の範囲）			25~26		21~38	

※ 各種類における配点の詳細な評価基準については、「IX 別表」のとおり。

#### 4 総合評価の方法

総合評価競争入札は、入札価格と価格以外の要素を評価基準に沿って点数化することで総合的に評価し、予定価格内で最も評価値が高い企業を落札候補者とします。

この方式は、技術評価点を入札価格で除して評価値を算出する除算方式です。価格あたりの工事品質を表す指標と考えられます。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点【標準点(100点) + 加算点(技術点)】}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

- 標準点は100点となります。
- 評価値は小数点以下第4位未満を切り捨てます。
- 評価値が最も高い者が複数の場合は、「くじ」により落札候補者を決定します。

※ 総合評価競争入札で行うすべての案件において低入札価格調査制度を適用します。

落札候補者が評価値の最も高い者であっても、入札価格が本市で定めた調査基準価格を下回った場合は、落札者決定を一時保留し、調査及び審査の後落札者を決定します。調査の結果、評価値が最も高い者以外の者が落札者となることがあります。

また、調査対象であっても、入札価格が、調査基準価格の95%未満の場合は失格となります。

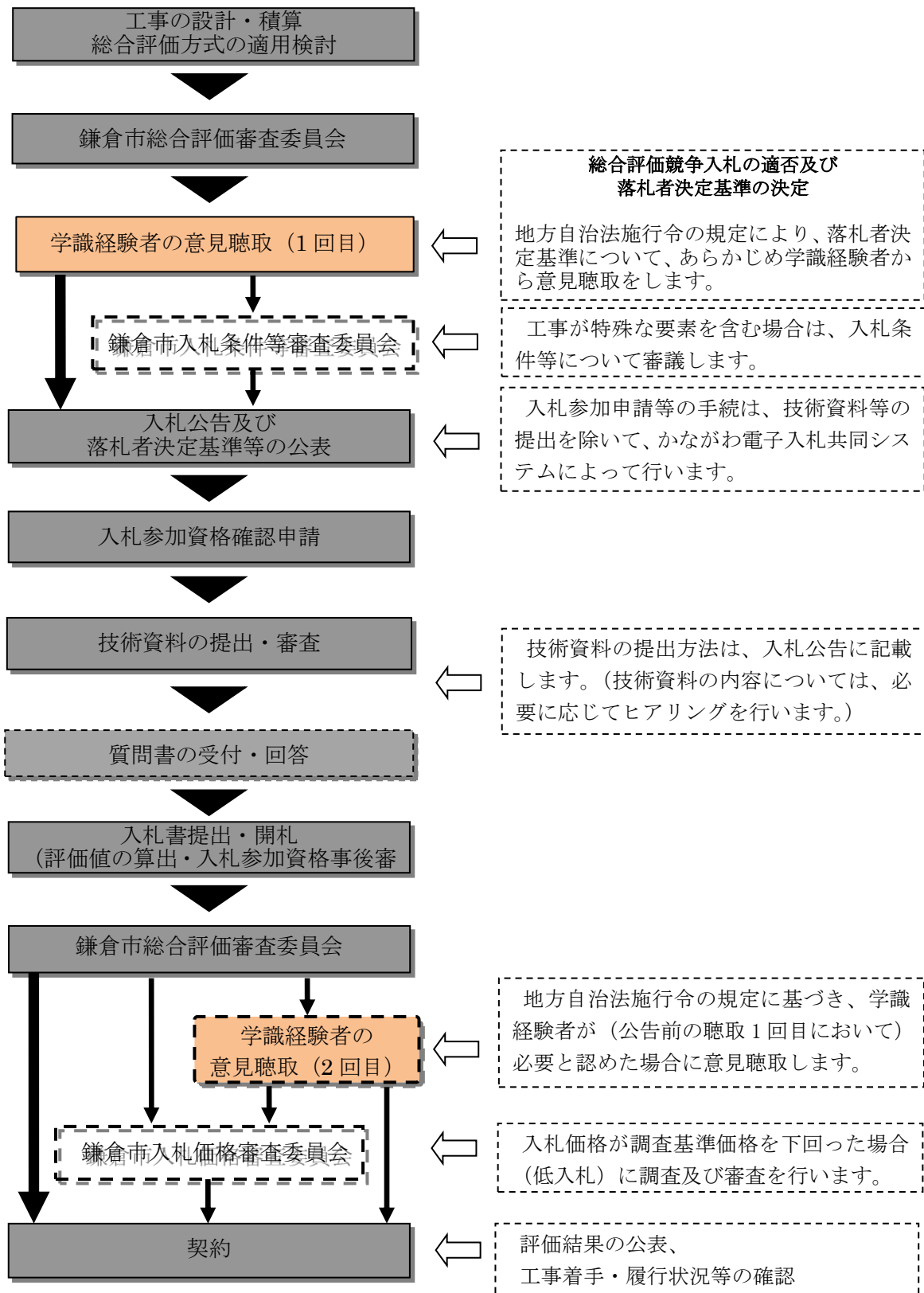
#### 除算方式の評価（例）

[想定する工事]	[除算方式による入札結果]			
予定価格 15,000千円	A社	B社	C社	
	加算点(技術点)	17.0	22.0	10.0
	技術評価点	117.0	122.0	110.0
	入札価格	13,500千円	14,000千円	13,000千円
	評価値	8.6666	8.7142	8.4615
	順位	2	1	3
	落札候補者		○	

(加算点(技術点)の満点が23点の場合)

## 5 総合評価競争入札の流れ（フロー）

総合評価競争入札による入札執行の手続きは、次のとおり行われます。





### Ⅲ 鎌倉市総合評価審査委員会について

#### 鎌倉市総合評価審査委員会の設置

本市では、①総合評価競争入札の実施、②評価項目など落札者決定基準の決定、③落札者の決定等についての適否を審査するために、鎌倉市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

地方自治法施行令の規定では「落札者決定基準を定めるとき」において、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見聴取を行うこととされています。また、同基準に基づき落札者を決定する際、改めて学識経験者の意見を聞く必要があるかどうかを学識経験者に確認し、その必要があると認めた場合には「落札者の決定」についても意見聴取を行うことが必要です。

よって、審査委員会は学識経験者の意見を反映させた上で審査を行います。

#### 1 審査委員会の組織等

審査委員会は「鎌倉市総合評価審査委員会要綱」に基づき設置されます。

#### 2 学識経験者からの意見聴取

学識経験者からの意見聴取は、次のいずれかの方法を用いて行うこととします。

##### (1) 会議形式

学識経験者が審査委員会の会議に出席し、直接的に意見を聴取します。

##### (2) 面談形式

学識経験者に面談することにより、直接的に意見を聴取します。

##### (3) 書面形式

郵便・電子メール等の手段を用いて、学識経験者の意見を記した書面（電子データを含む）により意見を聴取します。

### Ⅳ 評価内容の担保について

総合評価競争入札の実施においては、落札者が提示した技術的所見等の要素（以下「契約性能等」という。）はすべて契約内容となるため、契約性能等が履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めます。

契約性能等の不履行が引き渡された工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）であるときは、工事請負契約書に基づき工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求します。

#### (1) 契約性能等の履行の担保及び確認

契約性能等の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、確認します。

受注者の責めにより、契約性能等の内容が不履行の場合は、再度の施工を原則とす

るとともに、工事成績評定点を減ずる措置を講じます。

再度の施工においても契約性能等の内容が不履行の場合、又は再度の施工が困難な場合には、発注者の指示による施工を原則とし、工事成績評定点を減ずる措置を講じます。

なお、契約性能等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償請求等を行います。

## (2) 配置予定技術者の配置に関する事項

受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を主任技術者（監理技術者）として配置しなければなりません。ただし、やむを得ない事情（病気・退職・死亡等）がある場合に限り、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることが出来ます。

その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と同点以上の評価となる技術者でなければなりません。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を講じます。

## (3) 工事成績評定点の減点

### ア 契約性能等の内容が不履行の場合

- ・ 再度の施工により契約性能等が履行された場合……………設問1件毎に1点減点
- ・ 再度の施工が困難な場合……………設問1件毎に2点減点

### イ 「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と同点以上の評価となる技術者を配置できない場合

「配置予定技術者の技術的能力」の各評価項目において、配置予定技術者と変更する技術者の加算点を比較し、変更する技術者が配置予定技術者の加算点より低い場合に、その差分を工事成績評定点から減点します。

- ・ 「過去5年間の同種工事の施工経験」における差……………最大2点減点
- ・ 「過去3年間の同種工事の工事成績評定」における差……………最大3点減点
- ・ 「取得資格」における差……………1点減点

## V 総合評価競争入札に関わる事項の公表について

総合評価競争入札の実施にあたっては、手続きの透明性・公平性を確保するために、入札参加者に対して、あらかじめ入札公告に落札者決定基準等を明示します。

また、落札者を決定した場合には、落札結果とともに評価内容を速やかに公表します。

1 入札公告により明示するもの

- (1) 総合評価競争入札による入札であること
- (2) 入札参加資格要件
- (3) 技術資料の提出期限、提出方法等
- (4) 落札者決定基準（評価項目、配点、欠格要件）
- (5) 契約性能等が履行できなかった場合の措置
- (6) その他、必要とする事項

2 落札結果とともに公表するもの

- (1) 入札参加者
- (2) 入札価格
- (3) 技術評価点
- (4) 評価値
- (5) 無効・失格等の理由
- (6) その他、必要とする事項

## VI 関係資料

- (1) 鎌倉市総合評価競争入札取扱基準
- (2) 鎌倉市総合評価審査委員会要綱
- (3) 技術資料提出様式（例）
- (4) 技術資料記載要領（例）
- (5) 評価調書（例）
- (6) 総合評価競争入札に係る特記仕様書（例）

## VII ガイドラインにおける改訂内容

【平成21年度の変更点】

❶ 総合評価競争入札の種類を追加

平成20年度は「簡易型」のみで試行を行いましたが、これを「特別簡易型」及び「簡易型」の2種類に拡大し、案件ごとに選択して採用することとしました。

❷ 評価項目及び配点基準の見直し

これまでのガイドラインでは簡易型に限った評価項目及び配点基準を設定していましたが、特別簡易型の追加に伴い、これらの整理を行いました。

また、配点については、簡易型における固定点数としていましたが、評価項目を必須項目及び選択項目にすることにより、案件に応じ弾力的に設定できることとしました。

【平成22年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の技術的能力のうち、「過去2年間の工事成績評定」の評価について、平成21年度までは「基準となる点数を超える評定点を得た工事が何件あるか」により評価を行っていましたが、これを「同種工事におけるすべての評定点の平均値」により評価を行うこととしました。
- (2) 企業の技術的能力のうち「ISO9001の認証取得」及び「配置予定技術者の技術的能力の評価」について、平成21年度までは選択項目としていましたが、これを必須項目としました。
- (3) 配置予定技術者の技術的能力の評価項目として、過去2年間の同種・類似工事の工事成績評定を追加しました。
- (4) 企業の社会性・信頼性の評価項目として、ISO14001の認証取得又はエコアクション21（かまくら版を含む）への登録を追加しました。

【平成23年度の変更点】

平成22年度までの試行結果、また、平成22年度に市内業者を対象に行ったアンケート調査結果を踏まえ、次のとおり変更しました。

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の技術的能力のうち、「過去2年間の工事成績評定」の評価について、平成22年度までは過去2年間を対象としていましたが、過去3年間を対象に評価を行うこととしました。
- (2) 配置予定技術者の技術的能力のうち、「取得資格」を必須項目としていましたが、これを選択項目としました。
- (3) 企業の社会性・信頼性の評価項目として「神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証取得」を追加し、評価項目を全て必須項目としました。

② 評価内容の担保について

評価内容の担保について「配置予定技術者の配置に関する事項」を追加するとともに「工事成績評定点の減点」を変更しました。

③ 技術資料として提出する資料の削減

総合評価競争入札へ参加する際に提出する技術資料について、本市で確認が可能なものについては添付を必要としないものとし、「Ⅵ 関係資料」のうち、「(3) 技術資料提出様式(例)」を改めました。

【平成24年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の技術的能力の評価項目として「優良建設工事表彰の受賞実績」を必須項目として追加しました。
- (2) 配置予定技術者の技術的能力のうち、「過去2年間の同種・類似工事の工事成績評定」の評価について、平成23年度までは過去2年間を対象としていましたが、過去3年間を対象に評価を行うこととしました。

【平成25年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の技術的能力の評価項目のうち、「優良建設工事表彰の受賞実績」の評価について、平成24年度までは受賞実績の有無を評価していましたが、受賞工事件数を対象に評価を行うこととしました。
- (2) 企業の社会性・信頼性の評価項目として「特定施策への取組」を追加し、「高齢者の雇用状況の有無」及び「障害者の雇用状況の有無」を必須項目として追加しました。
- (3) 企業の社会性・信頼性の評価項目であった「ISO14001」又は「エコアクション21（かまくら版を含む）」の認証取得・参加届出の有無」及び「神奈川子ども・子育て支援推進条例に基づく認証取得の有無」を「特定施策への取組」として整理しました。

【平成26年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、「若手技術者の配置」を必須項目として追加しました。

【平成27年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 簡易型における評価項目及び配点基準のうち、企業の社会性・信頼性の評価項目について必須項目としていましたが、これを選択項目としました。

【平成28年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、「女性の役員、管理職又は技術者」を必須項目として追加しました。

【平成29年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の技術的能力の評価項目のうち、「過去3年間の同種工事における工事成績評定の平均点」について、配点の幅を7点（5点からマイナス2点の間）に拡大しました。

【平成30年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

- (1) 企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、「若手技術者の雇用の有無」を「若手技術者（資格有）の雇用の有無」に変更しました。
- (2) 企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、

「女性の役員若しくは管理職の登用又は女性技術者の雇用の有無」を「女性の役員若しくは管理職の登用又は女性技術者（資格有）の雇用の有無」に変更しました。

(3)企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、「協力雇用主制度の登録の有無」を必須項目として追加しました。

(4)企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、配点を「最高で5点」としました。

【令和元年度の変更点】 変更点なし。

【令和2年度の変更点】 変更点なし。

【令和3年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

(1)企業の技術的能力の評価項目のうち、「過去5年間の同種・類似工事の施工実績」の評価について、「同種・類似工事」を「同種工事」に用語を整理しました。

(2)企業の技術的能力の評価項目のうち、「過去3年間の同種工事における工事成績評定の平均点」について、配点の幅を10点（8点からマイナス2点の間）に拡大しました。

(3)配置予定技術者の技術的能力の評価項目のうち、「過去5年間の同種・類似工事の施工実績」「過去3年間の同種・類似工事の工事成績評定」の評価について、「同種・類似工事」を「同種工事」に用語を整理しました。

【令和4年度の変更点】

① 総合評価の方法の見直し

失格基準を見直し、入札価格が調査基準価格の95%未満となる場合は失格となるよう失格基準を引き上げました。

【令和5年度の変更点】 変更点なし。

【令和6年度の変更点】

① 評価項目及び配点基準の見直し

企業の社会性・信頼性の評価項目のうち、「特定施策への取組」の評価について、「健康経営優良法人認定又はISO45001（労働安全衛生マネジメントシステム）認証取得」を追加しました。

## VIII その他

工法等が特異な案件については、本ガイドラインを基本としつつ、個別に審査会において評価基準について審査した上で対応することとします。